

# 新旧対照表

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

第1条関係

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

第2条関係

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の227.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

